

豊島区案内サインガイドライン

令和元年 6 月

豊 島 区

<目次>

第1章 総論	1
（1）はじめに	1
（2）ガイドラインの位置付け	2
（3）ガイドラインの基本理念	3
（4）ガイドラインの適用範囲	4
（5）案内サインの対象者と想定する行動	6
第2章 案内サイン整備の基本的な考え方	7
（1）案内サインの役割と各種ツールの連携	7
（2）案内サインの整備コンセプト	9
（3）案内サインの種別と形状	10
（4）案内サインシステムの構成	13
（5）案内サインの標準デザイン	14
第3章 案内サインの整備基準	17
（1）案内サインの表示ルール	17
（2）案内地図サインの情報掲載基準	22
（3）誘導サインの情報掲載基準	27
（4）案内サインの設置基準	28
第4章 ガイドラインの活用と展開方針	30
（1）ガイドラインの活用	30
（2）サイン整備の展開方針	30
（3）管理運用	32

■参考資料

1. 表記用語集
2. 使用する主なピクトグラム

第1章 総論

(1) はじめに

豊島区では、平成27年3月『アート・カルチャー都市構想』を策定し、その基本理念として〈多様性を活かしたまちづくり〉、〈出会いが生まれる劇場空間〉、〈世界とつながり人々が集うまち〉を掲げて、取り組みを進めているところである。同じく平成27年3月に策定した『豊島区都市づくりビジョン』では、目標の一つとして、「文化の彩りと回遊性の広がりが生み出すにぎわいと活力の創出」を示し、さらに、平成31年3月に策定した『豊島区観光振興プラン』では、基本方針の一つとして「多様な来街者のためのとしまの環境整備」を示している。このように豊島区では、都市計画や観光振興の施策が一体となって、〈回遊性〉をキーワードとしたまちづくりの取り組みを進めているところである。

また、豊島区のまちづくりの動向として、平成31年（2019年）には、新ホールのオープンや中池袋公園、池袋西口公園のリニューアル、令和2年（2020年）には、造幣局跡地の防災公園整備や、「(仮称)マンガの聖地としまミュージアム」としてトキワ荘の復元、大塚駅北口駅前広場のリニューアルなどが予定されており、来街者の一層の増加や人の流れの大きな変化が想定されている。

今後、まちの〈回遊性〉を高めていくためには、まちの変化に合わせた案内誘導情報を発信し、多くの来街者に対して適切に情報を伝達していく必要がある。

現在、池袋駅空間では、鉄道事業者と地下街管理者が協力し、案内サインの共通化整備を進めているものの、まちに目を向けると、公民の様々な主体が設置した多種多様な案内情報が散見される。これらは、設置者、管理者の違いから、表現や情報に食違いが生じていることも多く、来街者にとって分かりやすい情報提供が成されているとは言えない。

このような状況を改善し、豊島区内の各種集客施設や観光施設等への来街者に対する適切な案内誘導を実現するために、豊島区全体での案内誘導サインシステムの基本となる「豊島区案内サインガイドライン」を策定するものである。

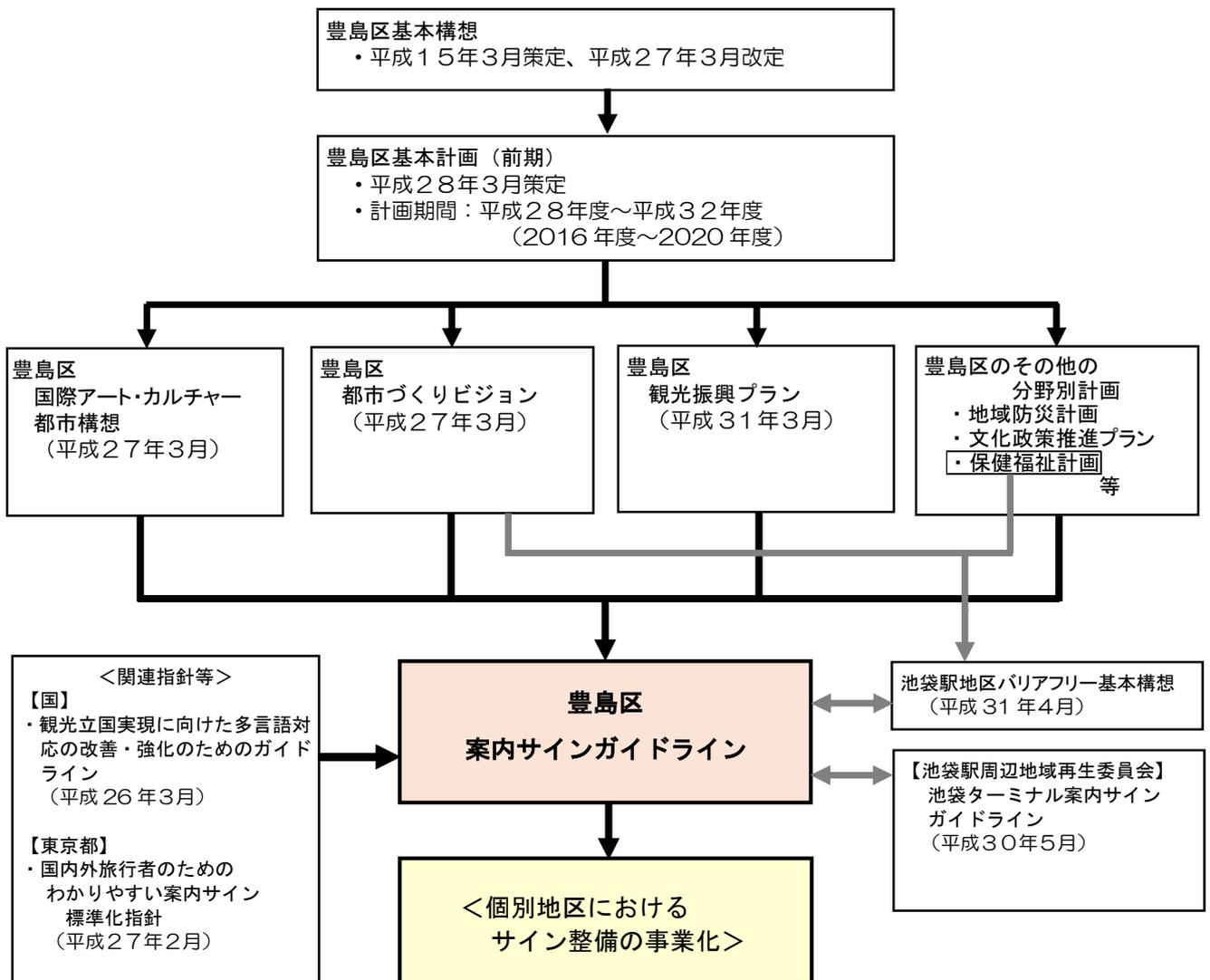
(2) ガイドラインの位置付け

『豊島区案内サインガイドライン』は、「豊島区基本構想」及び「豊島区基本計画」のもとに定められている「豊島区国際アート・カルチャー都市構想」、「豊島区都市づくりビジョン」、「豊島区観光振興プラン」等の各個別計画の下に位置付け、これらに則して策定するものである。

また、個別計画の地区別計画の一つである「池袋駅地区バリアフリー基本構想」とは個別施策の整合、連携を図るものとする。

ガイドラインで示すサイン本体のデザインやルールの内容については、東京都が定める「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」や豊島区（池袋駅周辺地域再生委員会）が定める「池袋ターミナル案内サインガイドライン」等の関連指針との整合、調整を図るものとする。

●計画の位置づけ



(3) ガイドラインの基本理念

上位計画や関連計画の実現に資するものとするため、本ガイドラインは、以下の3つの基本理念に基づき、策定する。

＜豊島区案内サインガイドラインの基本理念＞

- 多様な来街者による快適な観光、回遊を促進する案内サイン
 - ・街を訪れる誰もが、快適にまちなかを移動、回遊、観光し、街の活性化につながる案内サイン

- 国際アート・カルチャー都市の実現のための案内サイン
 - ・豊島区への来街者等の回遊性の向上を図り、出会いを創出し、人々の集いを支える案内サイン

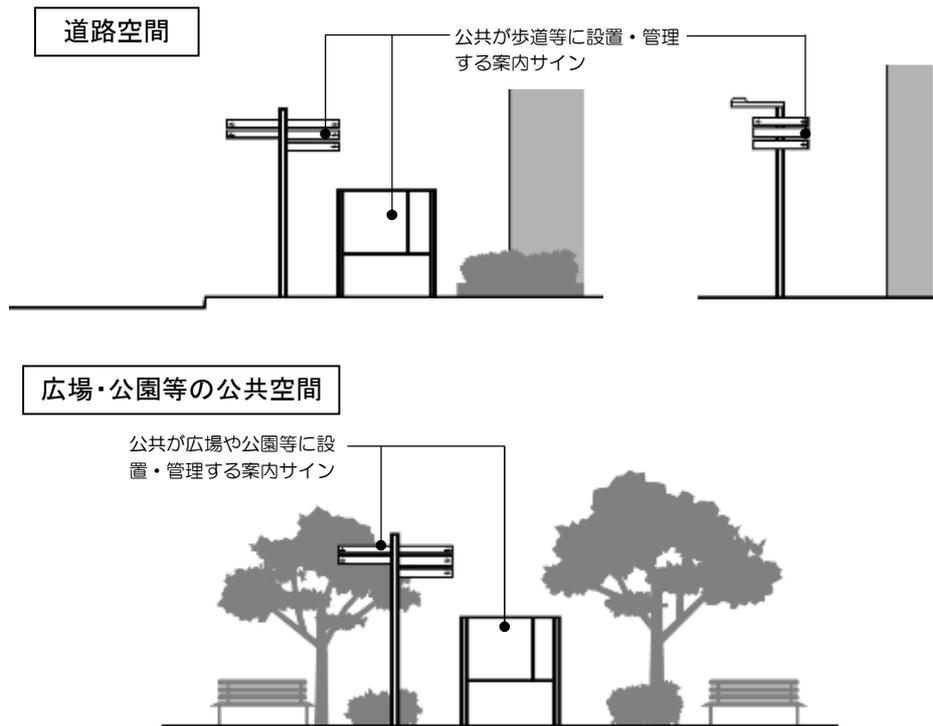
- まちづくり動向との連携、連動する案内サイン
 - ・まちづくりとの連携や、都市開発等の動向と連動して整備・更新される案内サイン

(4) ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインの適用範囲は、以下の「適用」・「準適用」によるものとする。

【適用】

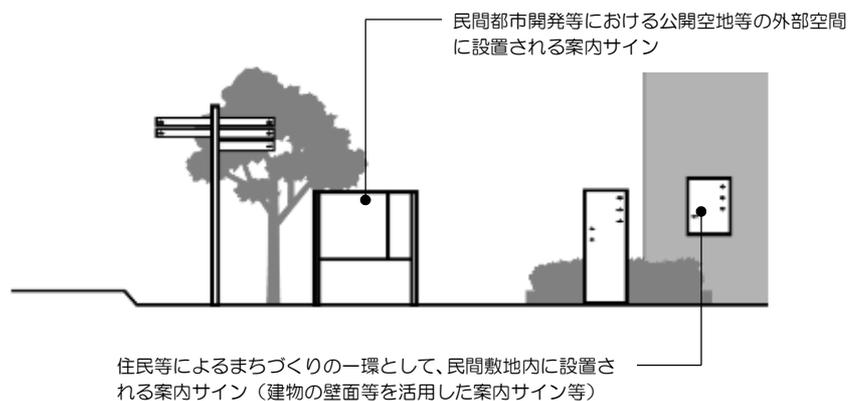
- 公共が整備する、道路・公園・広場等の公共空間における案内サインについて、本ガイドラインを適用する。



【準適用】

- 地域住民が主体となったまちづくりの取組みや、民間都市開発等とも連携、連動し、民間施設等の整備においても、本ガイドラインの適用を推奨、促進する。

民間施設内の空間・壁面等



■【準適用】における各基準等との対応

基準等	ガイドラインの対応ページ	準適用における対応
サインの種別と形状	P10 ～P12	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインで示す種別と形状を参考とすることを推奨する。
標準デザイン	P14 ～P16	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインによる標準デザインを基本とする。 当該施設のデザインとの調和等のための、独自の付加的なデザインとすることができる。
表示ルール	P17 ～P21	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインによる表示ルールによるものとする。 書体は、本ガイドラインで【推奨】する書体を基本とする。
情報掲載基準	P22 ～P27	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインによる情報掲載基準を基本とする。 当該施設の関連情報やその他の施設の広告等については、付加することができる。
設置基準	P28 ～P29	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインで示す設置基準を参考とすることを推奨する。
維持管理	P33	<ul style="list-style-type: none"> 本ガイドラインで示す維持管理を行うことを推奨する。

(5) 案内サインの対象者と想定する行動

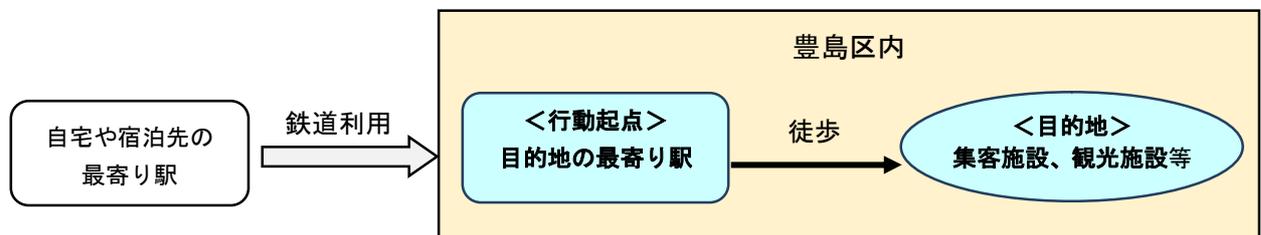
①案内サインの対象者

本ガイドラインにより整備する案内サインの利用を想定する対象者は、「国内外からの多様な来街者」とする。

②行動起点と目的地

上記の対象者の多くは、鉄道利用での豊島区への来街が多いと考えられる。したがって、主要な利用者の行動起点は、「鉄道駅」と想定する。

また、目的地は、その駅を最寄り駅とする集客施設、観光施設等と想定する。



第2章 案内サイン整備の基本的な考え方

(1) 案内サインの役割と各種ツールの連携

①案内サインの役割

来街者が、行動起点から目的地に歩行で移動する場合には、案内サインを含めたさまざまな情報提供ツールを活用することが考えられる。

案内サインは、その特徴を生かし、「その場所の現在位置や周辺施設の方向、距離等の情報を確実に提供する」役割を担うものとする。

下表に各種の情報提供ツールの特徴やメリット及び役割や活用イメージについて示す。

情報の提供ツール		特徴・メリット	役割・活用イメージ
案内サイン(案内地図サイン、誘導サイン等)		<ul style="list-style-type: none"> 現地で恒常的に情報提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> その場所の現在位置や周辺施設の方向、距離等の情報を確実に提供
紙媒体 (パンフレット等)		<ul style="list-style-type: none"> 携行することで、どこでも情報提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 観光施設の位置情報やバリアフリー経路情報等を提供
音声案内 (施設入館時の音声案内等)		<ul style="list-style-type: none"> 機器を認識しなくても、情報提供が可能 視覚障害者等へも情報提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 発災時等の緊急時情報や、視覚障害者への音声案内
ICTツール*	デジタルサイネージ	<ul style="list-style-type: none"> 現地での可変情報の提供が容易 多様な言語での情報提供が容易 	<ul style="list-style-type: none"> 現地周辺における多様な言語での詳細情報、緊急時情報等を提供
	スマートフォンのアプリ等	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに合わせた詳細な情報提供が可能 本人の母国語での情報提供が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のニーズ対応する詳細情報を提供 (店舗情報等)

* ICTツールとは、「Information and Communication Technology (情報通信技術)」を活用した各種の情報提供媒体や機能等のことを示す。これらの活用のためには、インターネット回線等の情報通信手段のICTインフラが必要となる。

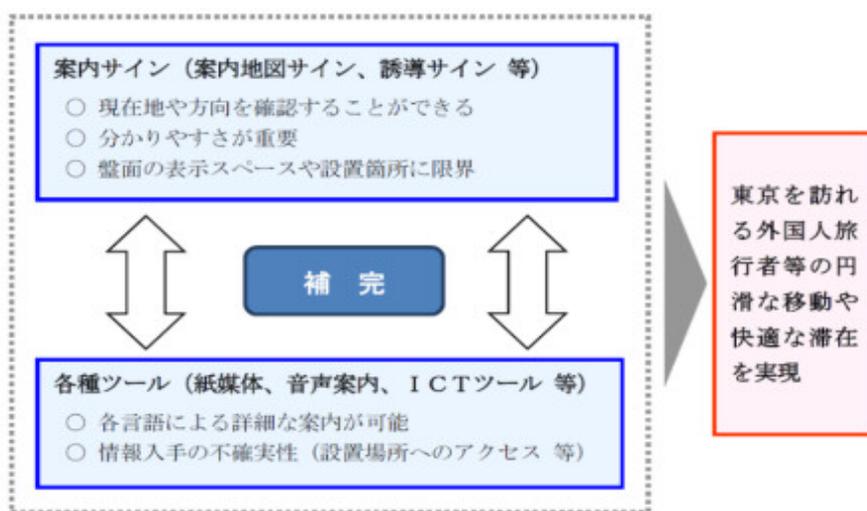
近年は、ICTインフラの中でも災害に強く、地域活性化のツールとしても有効な公衆無線LAN (フリーWi-Fi) への注目が高まっている。

②案内サインと各種ツールの連携

前述の通り、行動起点から目的地へ移動する場合には、案内サインの他、各種ツールの利用が想定される。案内サインは、各種ツールとの連携を想定して、情報発信していくものとする。

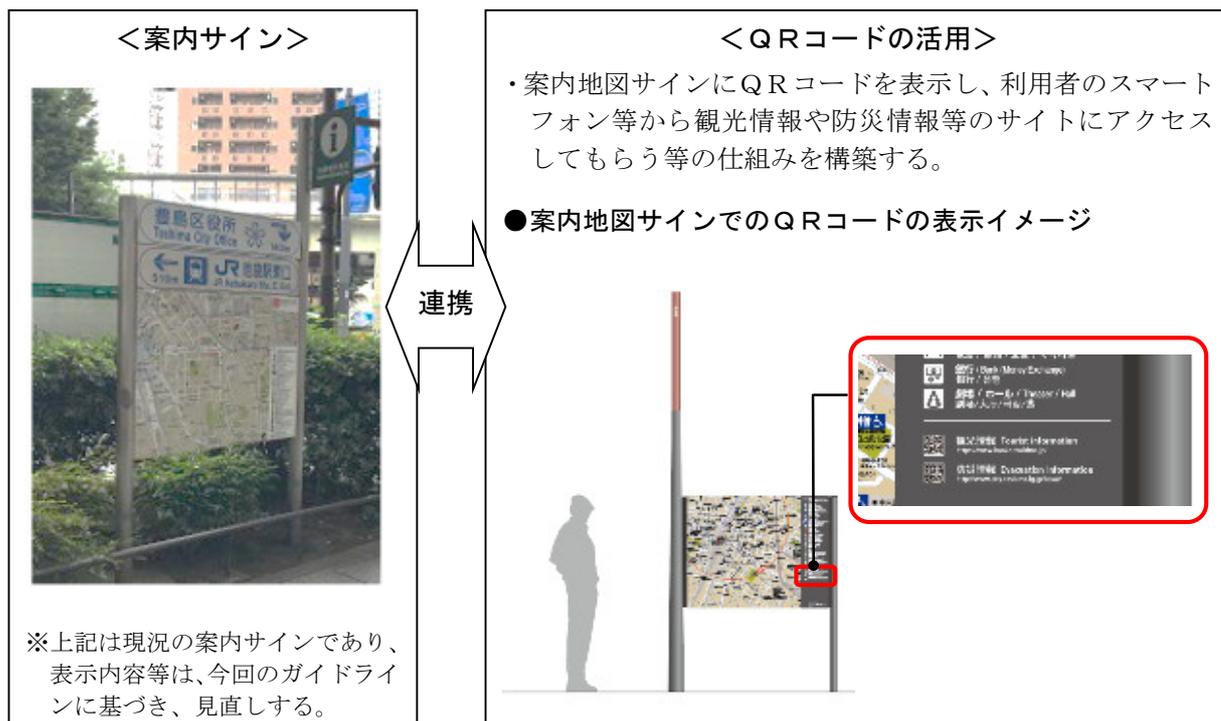
なお、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（H27年2月）」においても、下図のように案内サインと各種ツールが補完することで、必要な情報を提供していくとしている。

●案内サインと各種ツールの補完イメージ



※出典：国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針（H27年2月）／東京都

■連携イメージ：QRコードを活用した案内サインとスマートフォン等の連携



※上記は現況の案内サインであり、表示内容等は、今回のガイドラインに基づき、見直す。

(2) 案内サインの整備コンセプト

より多くの来街者に継続的に活用してもらうため、豊島区における案内サインは、以下の3つのコンセプトに基づき、整備する。

＜豊島区案内サインの整備コンセプト＞

●見えやすいサイン

- ・誰にとっても見えやすいように、現地の道路形状や歩行者の通行状況等も踏まえ、案内サインそのものの視認性に留意した設置位置を検討し、整備する。

●わかりやすいサイン

- ・地図のわかりやすさを考慮し、文字表記は日本語と英語の2か国語表記とする。
- ・誰にとってもわかりやすい表現を考慮し、ピクトグラムを活用する。
- ・駅サインの発信情報とも連携し、情報内容が連続している、わかりやすいサインとする。

●使い続けるサイン

- ・サイン本体の素材は、耐久性や耐候性を考慮したものとし、維持・管理しやすいものとする。
- ・地域のまちづくりや都市開発と連携、連動して整備し、適切に情報の更新を行い、継続的に利用されるサインとする。

(3) 案内サインの種別と形状

①案内サインの種別

案内サインの種別は、基本的に「案内地図サイン」と「誘導サイン」で構成されるものとし、それぞれの設置の考え方や形状等は、以下の通りとする。

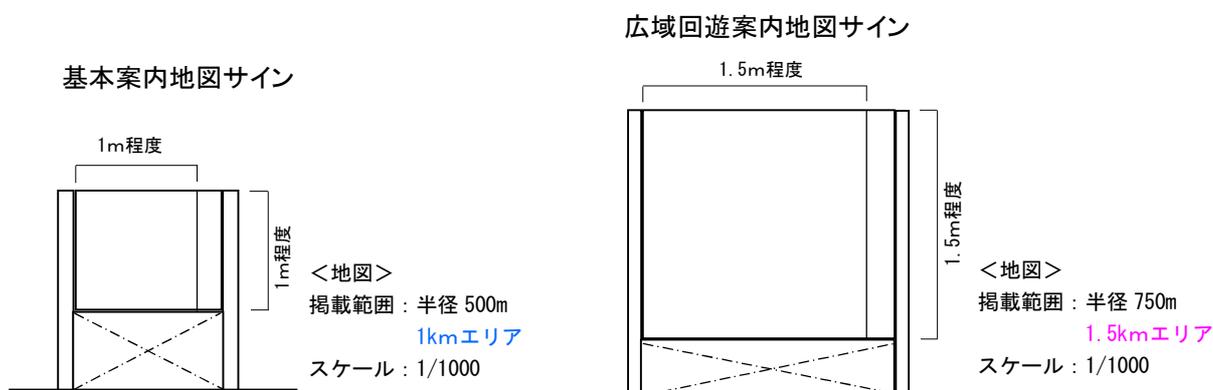
②案内地図サインの形状等

○設置位置・整備

- ・案内地図サインは、行動起点及び主要分岐点に設置する。
- ・整備にあたっては、設置場所の状況を踏まえて、道路構造令等の関連法規に則したものとする。

○本体の形状・地図の範囲

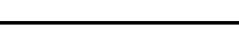
- ・本体の形状は、本ガイドラインで定めるものを基準とする。
- ・地図の範囲は、現在地から半径 500m程度の範囲（基本案内地図サイン）とし、池袋駅周辺など、集客施設や観光施設等の目的地が連坦し、回遊を支援、促すべき範囲が広域となるエリアについては、現在地から半径 750m程度の範囲（広域回遊案内地図サイン）とする。



○地図面の情報・色彩等

- ・地図のスケールは、1/1,000を基準とする。
- ・地図面の掲載情報については、本ガイドラインで定めるものを基準とする。
- ・地図面とは別に凡例の情報を示す。
- ・方位記号は、見やすい位置に表示する。
- ・現在地を表示するとともに、現在地からの距離の目安として、現在地から500mの等距離線を表示する。
- ・地図面とは別に、地域の実情に応じ、地域の情報など記載するスペースを付加することができる。ただし、案内地図サイン本来の機能を妨げないよう表示位置、方法等について工夫する。
- ・案内サインで用いる地図面の色彩は、P11 案内図の使用色のとおりとする。

■案内図の使用色

区分	施設名	色彩例	印刷色	
			仕様	Pantone No.
緑地	森		塗り	376C
			枠線 無し	
	公園・緑地		塗り	390C
			枠線 無し	
	緑道		塗り	5865C
			枠線 無し	
	水域 湖、池、河川		塗り	292C
			枠線 無し	
施設	敷地		塗り	467C
			枠線 線幅: 0.1mm	Process Black
	名称表記一般施設		塗り	Warm Gray 1C
			枠線 無し	
	名称表記大規模競技場		塗り	Warm Gray 1C
			枠線 線幅: 0.2mm	Process Black
	駅舎 高架等		塗り	Warm Gray 1C
			枠線 線幅: 0.2mm	Process Black
	歩道橋 ペDESTリアンデッキ		塗り	Warm Gray 1C
			枠線 線幅: 0.2mm	Process Black
道路	高速道路等		塗り	Warm Gray 4C
			枠線 線幅: 0.2mm	Process Black
	モール・商店街 (歩行者専用道路等)		塗り	121C
			枠線 無し	
現在地	現在地表示		塗り	Red 032 C
			枠線 無し	
			文字 白文字表示	
鉄軌道	鉄道軌道		線	線幅: 3.0mm 二重線
	地下鉄軌道 (トンネル部)		線	線幅: 3.0mm 破線
	バス路線		線	線幅: 0.35mm 実線
境界線	区境界線		線	線幅: 2.0mm 一点鎖線
	町境界線		線	線幅: 1.0mm 破線
	丁目境界線		線	線幅: 1.0mm 点線

③誘導サインの形状等

○設置位置・整備

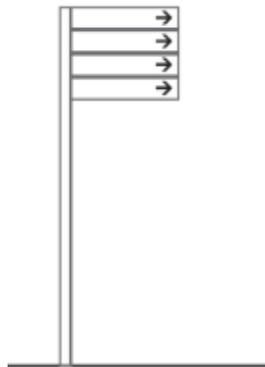
- ・誘導サインは、行動起点及び分岐点に設置する。
- ・整備にあたっては、設置場所の状況を踏まえて、道路構造令等の関連法規に則したものとする。

○掲載情報

- ・誘導サインでは、主要な目的施設の名称、方向、及びそこまでの距離の情報を示す。
- ・掲載情報は、本ガイドラインで定めるものとし、目的施設まで情報が連続するように設置する。

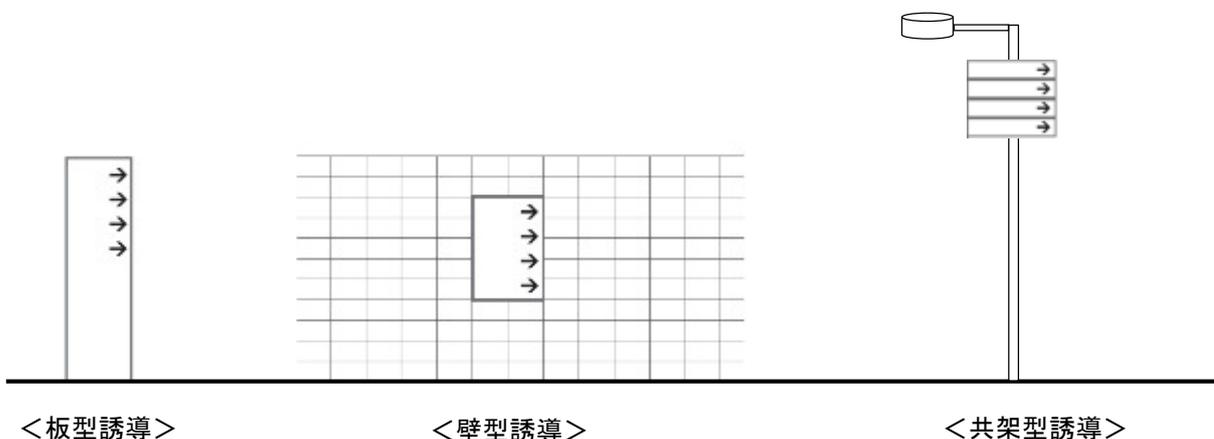
○本体の形状

- ・本体の形状は、矢羽型誘導とし、本ガイドラインで定めるものを基準とする。
- ・設置場所の状況に応じて、よりコンパクトな板型での誘導や、施設等の壁面に設置する壁型、街路灯等に併せて設置する共架型での誘導による展開も想定する。



<矢羽型誘導>

●歩道等の状況に応じた展開方法の例



<板型誘導>

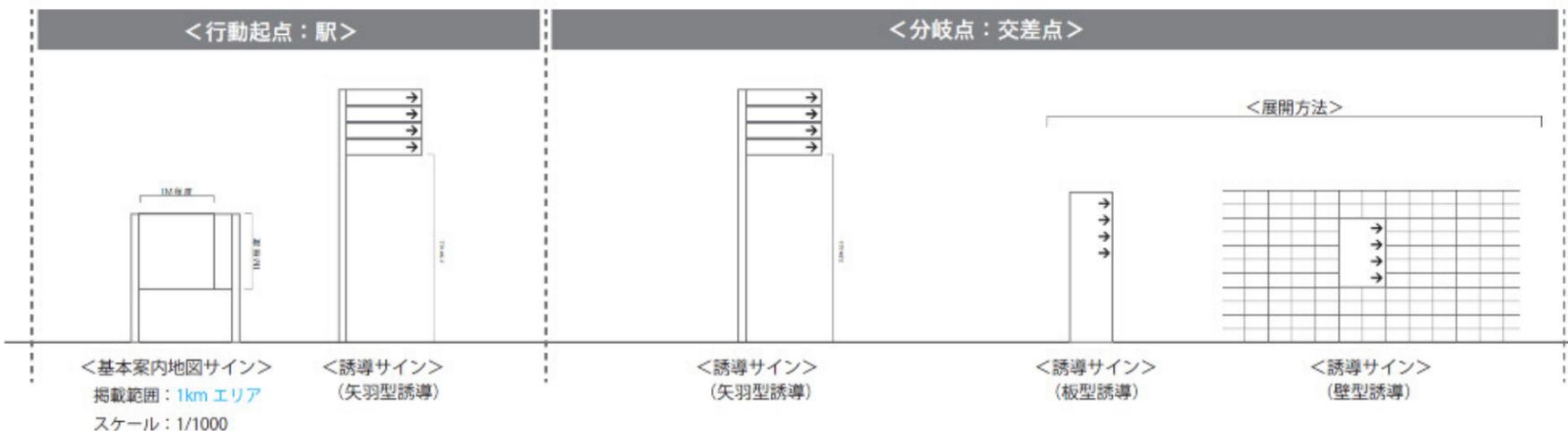
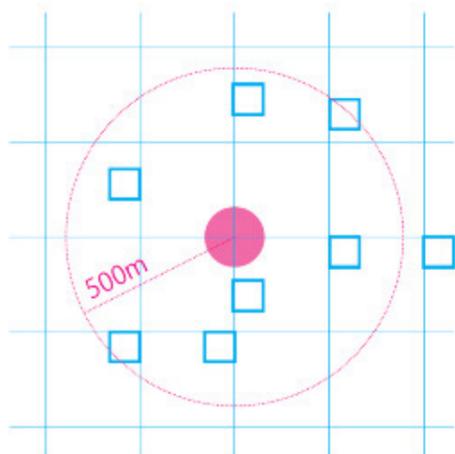
<壁型誘導>

<共架型誘導>

(4) 案内サインシステムの構成

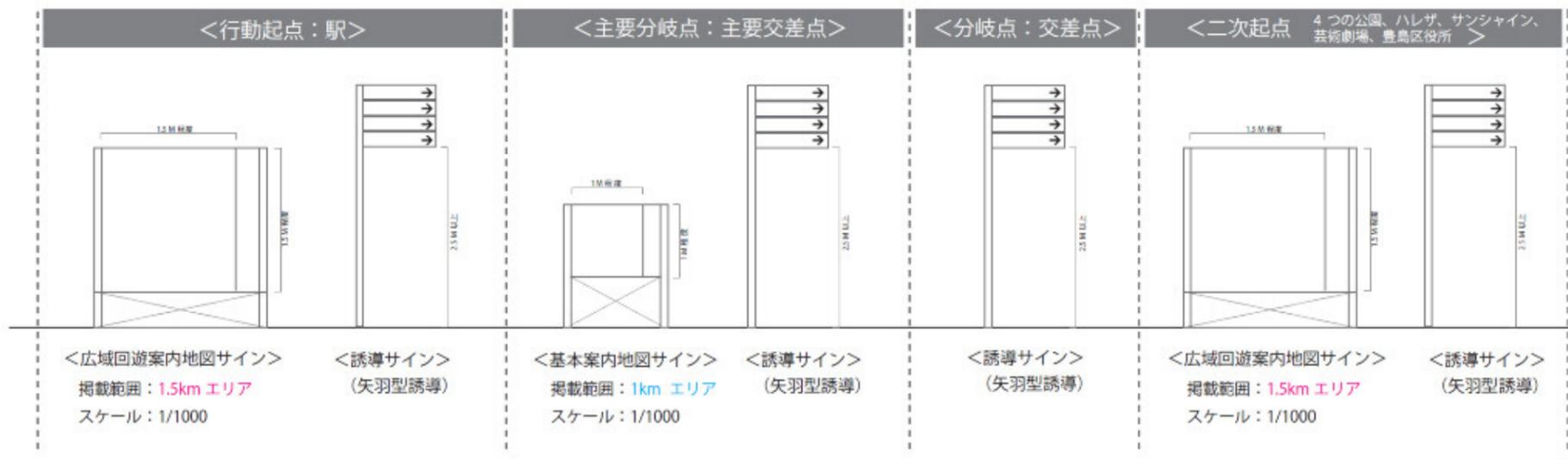
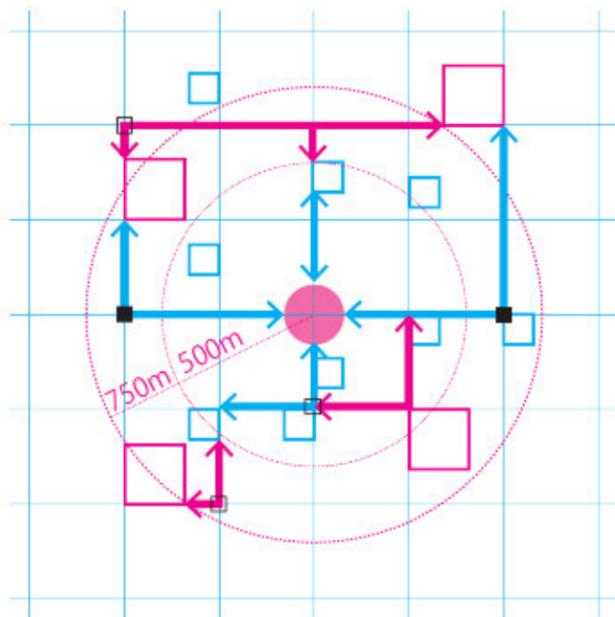
<基本となる構成>

- ・ 行動起点には、徒歩圏の半径 500m (1km²) の案内地図サインと、誘導サインを設置する
- ・ 分岐点には、誘導サインを設置する



<広域回遊案内地図サインを含む構成>

- ・ 対象エリア：池袋駅周辺など、集客施設や観光施設等の目的地が連坦し、回遊を支援、促すべき範囲が広域となるエリア
- ・ 行動起点/二次起点には、回遊エリアの半径 750m (1.5km²) の広域回遊案内地図サインと、誘導サインを設置する
- ・ 主要分岐点には、案内地図サインと誘導サインを設置する
- ・ 分岐点には、誘導サインを設置する



<池袋ターミナルサインとの連携>

池袋駅については、既に「池袋ターミナル案内サインガイドライン」に基づき、整備が進められていることから、以下について、連携する。

- ・ 案内地図サイン (周辺地図) への掲載情報を連携 [駅出入口名称、掲載施設、英語表記等]
- ・ 誘導サインに示す、主要な目的施設を連携

西口：立教大学、東京芸術劇場等
東口：サンシャインシティ、ハレザ池袋、豊島区役所等

○池袋ターミナルサインの概要

- ・ 駅東西の主要な出入口名称を統一
- ・ 地上の主要施設を連続して案内
- ・ 地上及び地下空間の地図を統一

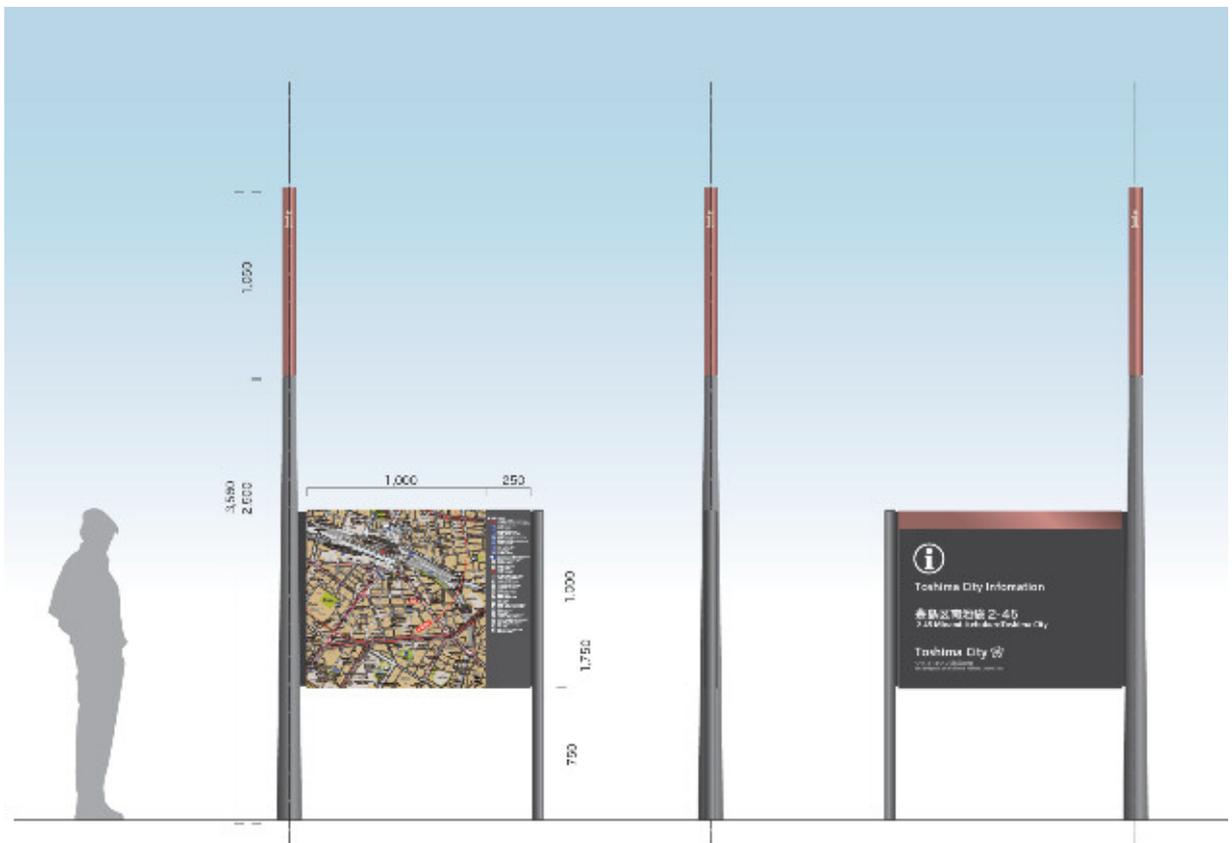
(5) 案内サインの標準デザイン

各案内サインの本体は、耐久性や耐候性を考慮した素材とする。本体の塗装材は耐久性を考慮した塗料とし、地図の表示面は耐候性を考慮した保護材を使用する。

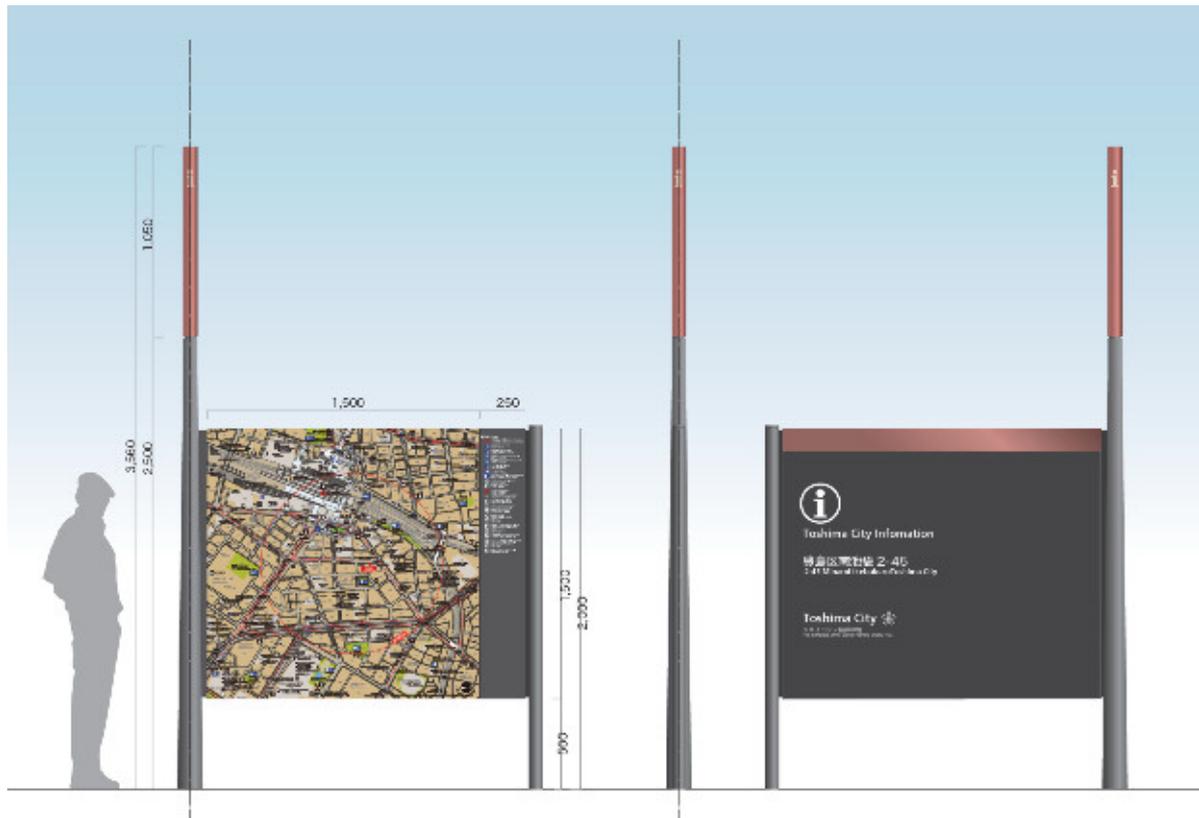
デザインは、以下の標準デザインを基本とする。これによらない場合は、道路構造や歩行者数等の状況を踏まえて計画、整備するものとする。

なお、既設の案内サインについては、更新時期をみて、デザインの更新を図り、統一感をもった案内サインを整備するものとする。

①基本案内地図サイン



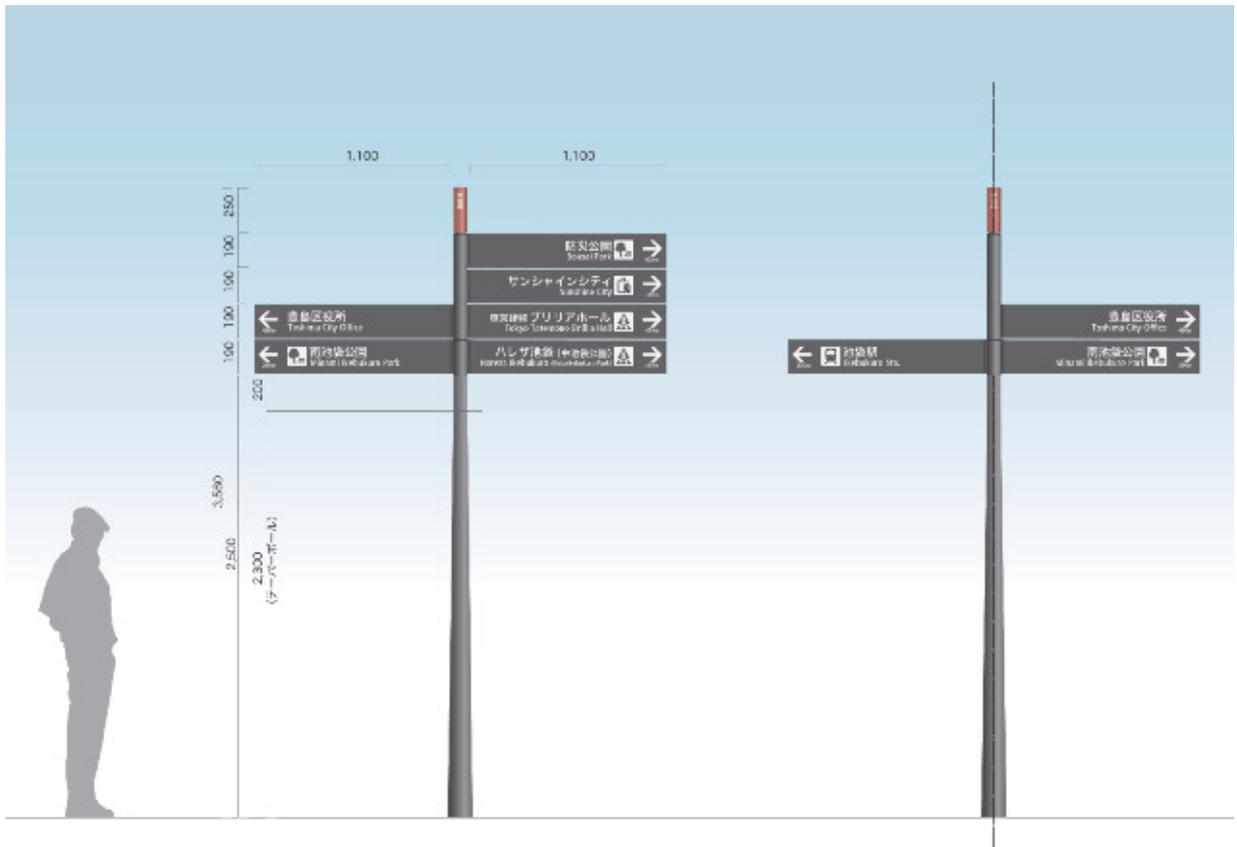
②広域回遊案内地図サイン



③既存案内地図サインの改修デザイン



④誘導サイン（矢羽型誘導）



第3章 案内サインの整備基準

(1) 案内サインの表示ルール

①日本語の表記、外国語の表記

- 表記言語は、日本語に英語を併記する2か国語表記を基本とする。
- 凡例は、日本語、英語に加え、中国語（簡体字）、韓国語を併記する。
- 表記の方法は、東京都の「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」に準じるものとする。
- 施設管理者等が既に外国語表記を規定している場合は、施設管理者等の考え方を優先する。

○日本語

- 日本語は、原則として国文法、現代仮名使いによる表記を行う。
- アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いることができる。

○英語

- 固有名詞は、原則としてローマ字により発音どおりに表記する。
- ヘボン式ローマ字を用いる。
- 普通名詞は、原則として英語訳を表記する。
- スペース、視認性の観点等からやむを得ない場合は、略語を用いることができる。
- ローマ字表記した施設名について、意味を補足したほうが分かりやすい場合は、ローマ字の後に英語による説明的な語句を括弧（ ）で括って表記する。ただし、ピクトグラムを表示する場合は、（ ）書きは省略することができる。

○その他言語への対応

- 他の言語を表記する場合は、池袋ターミナルの利用者が多い、中国語（簡体字）、韓国語を併記することができる。
- ただし、情報量が多くなるため、表示の視認性、判読性に十分考慮するものとする。

②文字

○日本語及び英語の書体

- 書体は、視認性、可読性に優れる角ゴシック体を基本とし、和文、英文、それぞれ以下を推奨書体とする。

■推奨書体

日本語：ヒラギノ角ゴ

英語：Frutiger



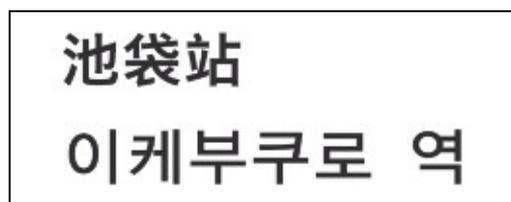
○中国語及び韓国語の書体

- 凡例で表記する、中国語（簡体字）、韓国語の書体は、それぞれ以下を推奨書体とする。

■推奨書体

中国語：Hiragino Sans GB

韓国語：FOTK-YD Gothic



○案内地図サインの文字サイズ

- 視距離 50cm を想定し、また、表示内容の見やすさに配慮し、表示施設により文字サイズを変えて表示するものとする。
- 文字サイズは、下表によるものとする。

	ピクトグラム	和文	英文
凡例部	24.0 mm	10.5 mm	8.0 mm
特大サイズ	—	18.0 mm	14.0 mm
大サイズ	21.0 mm	9.0 mm	7.0 mm
中サイズ	16.5 mm	7.0 mm	5.5 mm
中小サイズ	—	—	5.0 mm
小サイズ	12.0 mm	5.0 mm	4.0 mm

○誘導サインの文字サイズと文字組

- 視距離と文字の視認性を考慮して、右図の文字サイズと文字組とする。



※寸法の単位は、mm

③ピクトグラム・記号

- 文字情報を補うため、国際的にも伝達効果が高いピクトグラムを使用する。
- JIS 規格に定められたピクトグラム又は標準案内用図記号を基本とし、JIS 規格等に定めのないものは、必要に応じて、新たなピクトグラムを検討する。
- 映画館、劇場のピクトグラムについては、本ガイドラインにより定める。
- 路線記号については、各鉄道事業者が定める記号を用いる。
- この他、個別地区におけるサイン整備においては、その地域の特性を踏まえ、共通のアイコンを作成し、活用することができる。

●JIS 規格によるピクトグラムの例

鉄道／鉄道駅	バス／バスのりば	タクシー／ タクシーのりば
		
案内	お手洗	障害のある人が 使える施設
		
エレベーター	エスカレーター	階段
		

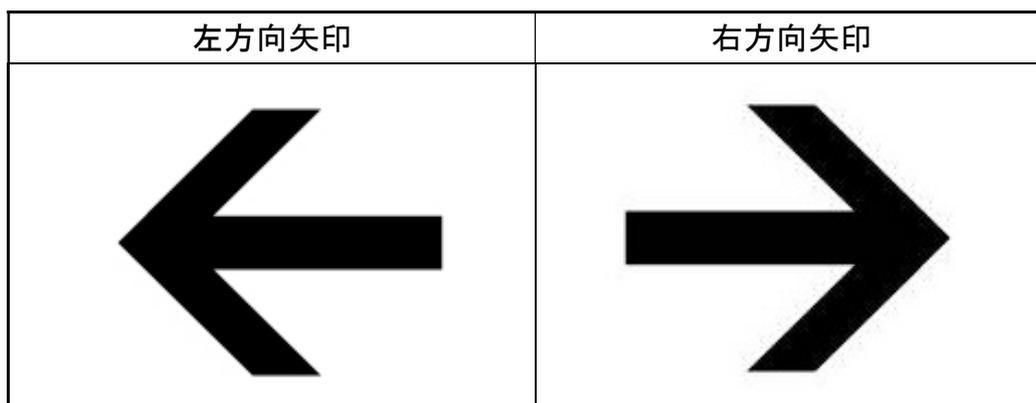
●本ガイドラインで独自に定めるピクトグラム

映画館	劇場
	

出典：国際標準化機構（ISO） 出典：横浜市
公共サインガイドライン

○誘導サインの矢印

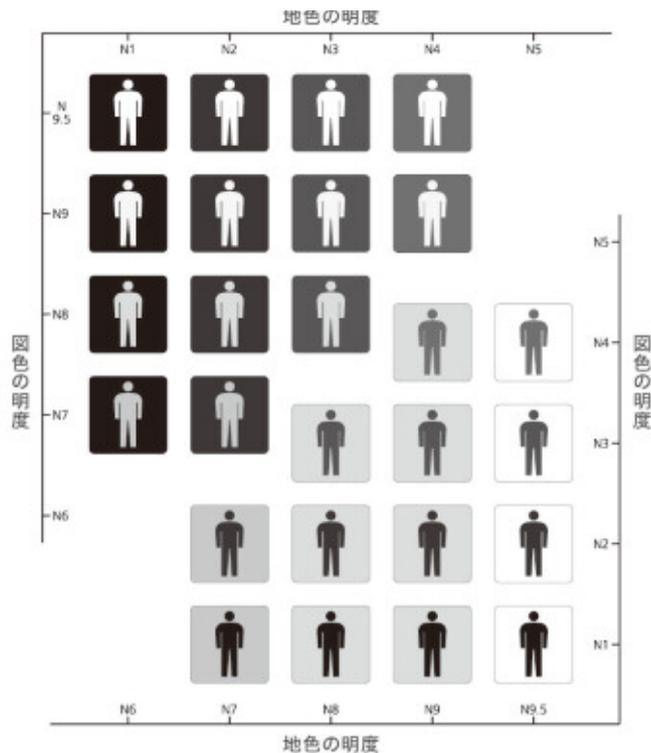
- 誘導サインの矢印は、JIS Z8210 案内用図記号で規定される形状を基本とし、必要に応じて、改良して使用する。
- 矢印の向きは、基本的に下図の左方向、右方向を用いるものとし、板型誘導サイン等においてやむを得ない場合には、その他の向き、形状の矢印を用いることができるものとする。



④色彩

- 多様な利用者にとってのわかりやすさに留意し、見分けにくい色の組み合わせや、彩度の低い色同士、鮮やかな蛍光色同士の組み合わせを避けるなど、カラーユニバーサルデザインに配慮する。
- 図と地の色彩の明度差は、5段階以上を基本とする。
- 安全色に係る色彩は、JIS規格の色彩に従う。

●図色と地色の対比例



出典：「ひと目でわかるシンボルサイン」
交通エコロジー・モビリティ財団

●見分けしにくい色と見分けしやすい色の例



見分けしにくい色の例



見分けしやすい色の例



出典：東京都カラーユニバーサルデザインガイドライン

(2) 案内地図サインの情報掲載基準

案内地図サインに掲載する対象施設等は、下表に示す掲載基準によるものとする。

なお、当該施設そのものが非公開施設の場合には、掲載しない。

項目	情報内容	掲載基準	掲載時の表示、表記の方法				
			図の表示	名称の表記	ピクトグラム等の表示	アイキャッチャー(名称冒頭の■)の表示	
地形・地盤・街区等	地勢等	全て掲載	○	○ (該当するものの名称を表記)	-	-	
	境界線・地名	境界線	全て掲載	○ (国土地理院の基準に基づき、各種破線で表示)	-	-	
		市、区、町、街区	全て掲載	-	○	-	-
		地名表示	全ての町名、丁、番地を表記し、数字は全て半角とする	-	○	-	-
道路等	道路	高速道路	全て掲載	○	○	-	-
		道路・道路名・道路番号	幅員3m以上、もしくは道路として連続している道路を掲載	○	○ (通称名がある場合)	○ (国道番号)	-
	道路施設	歩道	全て掲載	○ (歩道部をアウトライン(0.18mmの黒線枠)で表示)	-	-	-
		歩行者専用道路	名称がある場合のみ掲載	○	○	-	-
		踏切	全て掲載	-	-	○	-
		歩道橋、ペDESTリアンデッキ	全て掲載	○ (構造物に枠線を付けて表示し、階段部は「≡」で表示)	○	-	-
		信号交差点	全て掲載	-	○ (信号交差点の名称)	○	-
		横断歩道	全て掲載	○	-	-	-
		橋梁、インターチェンジ、トンネル	全て掲載	○	○	-	-
		階段部	道路が階段で連結している場合に掲載	○ (道路が階段で連結している階段部を「≡」で表示)	-	-	-
		地下通路	全て掲載	○	○	-	-
交通施設	バス路線、バス関連施設等	バス停留所	全て掲載	-	○ (日本語名称「○バス停」を基本として表記)	○ (「  」表示を基本)	-
		バスターミナル	全て掲載	○	-	○ (バスのり場のピクトグラム)	-
		空港行バスターミナル	全て掲載	○	-	○ (飛行場のピクトグラムとバス乗り場のピクトグラムを連結)	-
		バス路線	全て掲載	○ (1本線での表示を基本とし、中央分離帯がある場合は、上下線別に表示)	-	○ (「  」表示を基本)	-

項目	情報内容	掲載基準	掲載時の表示、表記の方法				
			図の表示	名称の表記	ピクトグラム等の表示	アイキャッチャー(名称冒頭の■)の表示	
交通施設	鉄軌道駅	鉄軌道	全て掲載	○ (二重線で表示。 高架は、軌道面を 着色し表示)	-	-	-
		トンネル部・地下部分	全て掲載	○ (破線で表示)	-	-	-
	鉄軌道駅	鉄軌道駅	全て掲載	-	○ (軌道名、駅名を 表記する)	○ (駅ナンバリングの ピクトグラムを表記 /JR東日本に 関しては駅ナンバ リングのピクト グラム、「JR」、 駅名を表記)	-
		鉄軌道駅建物	全て掲載	○ (建物シルエットは 枠線を付けて表 示)	-	-	-
		駅出口	全て掲載	-	○ (出口名称及び番 号を表記)	-	-
		地上駅に隣接し 連絡通路のある 施設の出入口	全て掲載	○ (建物シルエットに 枠線を入れ、出入 口は枠線をはず す。枠線有無の境 目は線でくぎる。 ↑ ↓)	-	-	-
		地下鉄駅構内	表示・表記しない	-	-	-	-
		地下鉄出口	全て掲載	○ (出口部分が階段 である場合は「 ≡」で表示)	○ (出口部分に出口 番号を表記)	○	-
		エレベーター	全て掲載	-	-	○	-
	その他の 交通施設	タクシー乗り場	全て掲載	-	-	○	-
自転車置き場、 駐車場		表示・表記しない	-	-	-	-	
現在地	現在地	現在地	掲載	○ (地図に現在地を 表示)	-	-	-
バリアフリー	バリアフ リー施設	バリアフリー経路	表示・表記しない	-	-	-	-
		エレベーター、エス カレーター	全て掲載	-	-	○ (使用時間制限が ある場合には、ピク トグラムの下部に 「使用時間制限 有」を表記)	-
		傾斜路	全て掲載	-	-	○	-
		バリアフリー対応 公衆トイレ	全て掲載	-	-	○ (トイレと身障者用 設備のピクトグラム を組み合わせる表 示/使用時間制 限がある場合に は、ピクトグラムの 下部に「使用時間 制限有」を表記)	-

項目	情報内容	掲載基準	掲載時の表示、表記の方法					
			図の表示	名称の表記	ピクトグラム等の表示	アイキャッチャー(名称冒頭の■)の表示		
観光・ショッピング・集客施設等	観光案内施設	案内所	以下のいずれかに該当する施設を掲載 ①JNTO認定外国人観光案内所の認定を受けている案内所 ②『池袋ガイドブック』(池袋インバウンド推進協会)に掲載のある施設 ③公立の案内所 ④『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある案内所	-	-	○	-	
		観光案内標識	表示・表記しない	-	-	-	-	
	観光施設・文化施設等	美術館、博物館、劇場、文化会館、映画館、図書館、資料館	以下のいずれかに該当する施設を掲載 ①『東京トラベルガイド』『Business Events Tokyo』(公益財団法人東京観光財団)に掲載のある施設 ②『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある施設 ③『池袋ガイドブック』(池袋インバウンド推進協会)に掲載のある施設 ④公立の該当施設	-	○	○ (当該施設に対応するものがある施設のみ)	○ (ピクトグラムが無い施設)	
		歴史的建造物、文化的建造物	以下のいずれかに該当する建築物を掲載 ①国重要文化財・国登録有形文化財 ②都指定文化財・都選定歴史的建造物 ③区指定文化財	○ (建物シルエットを表示)	○	○ (当該施設に対応するものがある施設のみ)	○ (ピクトグラムが無い施設)	
		神社・仏閣、教会等	『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある施設を掲載	○ (建物シルエットを表示)	○	-	○	
		観光名所	観光名所	以下のいずれかに該当する施設を掲載 ①東京都の「GO TOKYO 東京の観光公式サイト」に掲載のある施設 ②『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある施設 ③『池袋ガイドブック』(池袋インバウンド推進協会)に掲載のある施設	-	○	-	○
			その他	地域を代表する草花の名所	-	-	○ (地域特有のアイコンを設定し、表示することができる)	-
				地域特有の観光施設で、文化観光課が定めるもの	※個別に設定する	※個別に設定する	○ (地域特有のアイコンを設定し、表示することができる)	※個別に設定する
	商業施設等	大規模ショッピング施設	以下のいずれかに該当する施設を掲載(当該施設内の個別の商業施設は、掲載しない) ①『Business Events Tokyo』(公益財団法人東京観光財団)に掲載のある施設 ②百貨店協会会員の施設 ③日本ショッピングセンター協会会員の施設 ④『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある施設 ⑤『池袋ガイドブック』(池袋インバウンド推進協会)に掲載のある施設(飲食店を除く)	○ (建物シルエットを表記)	○	○	-	
		商店街	『豊島区商店街一覧』(豊島区)に掲載のある商店街を掲載(豊島区商店街分布図に記載された池袋駅周辺商店会とそれに連続する商店街は除く)	○ (対象区間の地図面を着色)	○	-	-	

項目	情報内容	掲載基準	掲載時の表示、表記の方法				
			図の表示	名称の表記	ピクトグラム等の表示	アイキャッチャー(名称冒頭の■)の表示	
観光・ショッピング・集客施設等	飲食店	表示・表記しない	-	-	-	-	
	商業施設等	銭湯、温浴施設等	以下のいずれかに該当する施設を掲載 ①『銭湯マップ』(豊島区)に掲載のある銭湯 ②『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある温浴施設	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○
		高層建築物	20階以上の建築物を掲載	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○
		コンビニエンスストア	表示・表記しない	-	-	-	-
	スポーツ施設	スポーツ施設	以下のいずれかに該当する体育施設・スポーツ施設を掲載 ①公立の社会体育施設(体育館・競技場・グラウンド等) ②『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある体育施設・スポーツ施設	○ (施設のイメージ形状を表記)	○ (施設名称を表記する)	○ (当該施設に対応するものがある施設のみ)	○ (ピクトグラムが無い施設)
		宿泊施設	旅館業法許可施設のうち、以下のいずれかに該当する宿泊施設を掲載 ①宿泊者数100名以上の施設 ②東京トラベルガイド(公益財団法人東京観光財団)に掲載のある施設 ③『ぐるっと豊島』(一般社団法人豊島区観光協会)に掲載のある施設 ④『池袋ガイドブック』(池袋インバウンド推進協会)に掲載のある施設	-	○	○	-
	事業所	事業所	表示・表記しない	-	-	-	
公共・公益・教育施設	行政施設・公共施設	豊島区施設	全て掲載	○ (建物シルエットを表記)	○	○ (区役所本庁舎及び東西の区民事務所のみ地図記号「◎」を表示)	
		警察署	全て掲載	○ (建物シルエットを表記)	○	○	
		交番・派出所	全て掲載	-	-	○	
		消防署(本署)	全て掲載	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○
		消防署(本署以外)	表示・表記しない	-	-	-	-
		国の機関、公共地方サービス機関、その他官署	以下のいずれかに該当する施設を掲載 ①中央官庁またはその出先機関 ②都道府県庁、都の出先機関 ③裁判所、税務署、法務局、年金事務所 ④運転免許試験所 ⑤職業安定所 ⑥大使館、領事館	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○

項目	情報内容	掲載基準	掲載時の表示、表記の方法				
			図の表示	名称の表記	ピクトグラム等の表示	アイキャッチャー(名称冒頭の■)の表示	
公共・公益・教育施設	公益施設	普通郵便局	全て掲載 ○ (建物シルエットを表記)	○	○ (郵便と海外発行カード対応ATMのピクトグラムを連結して表示)	-	
		その他の郵便局	施設の入口が、道路に直接面しているもののみ掲載	-	-	○ (郵便と海外発行カード対応ATMのピクトグラムを連結して表示)	-
	医療施設	病院	公立病院、大学病院、救急医療機関のみ掲載	-	○	○	-
	教育・研究施設	学校	小学校・中学校・高等学校・大学・大学院(通信制高校、インターナショナルスクール、予備校、専門学校は表示、表記しない)	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○
		幼稚園・保育園	区営施設のみ掲載	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○
		スキップ・ジャンプ	全て掲載	○ (建物シルエットを表記)	○	-	○
銀行等	銀行等	銀行支店	全て掲載	-	-	○	-
		銀行出張所(ATMコーナー)	海外発行カード対応ATMを含む施設の入口が、道路に直接面しているもののみ掲載(商業施設内のATMは、表示・表記しない)	-	-	○	-
	外貨両替所	外貨両替所	全て掲載	-	-	○	-
公園・防災施設等	公園・緑地	公園	以下のいずれかに該当する公園・緑地等を掲載 ①都立公園 ②区立の主要公園(池袋西口公園、中池袋公園、南池袋公園、(仮称)造幣局地区防災公園)及び目白庭園 ③上記②以外の区立公園(児童遊園、ポケットパークは除く) ④都立公園	-	○	○ (①、②のみ)	-
	防災施設	避難場所	全て掲載	-	○	○ (表示範囲外の場合であっても隣接している場合は、至「一」表記とピクトグラム、名称を表記。可能であれば災害種類のピクトグラムを併記)	-
		一時滞在施設・避難所	表示・表記しない	-	-	-	-
		応急給水施設	全て掲載	-	○	○	-
その他の表示	喫煙所	喫煙所	区が指定する施設	-	-	○	-
	至表記	主要道路、鉄軌道	掲載	-	○ (「一○○」と表記する)	-	-

(3) 誘導サインの情報掲載基準

誘導サインで掲載、誘導する施設は、下表で示すものを対象とし、各地区における施設立地状況などを踏まえて、設定するものとする。

項目		誘導施設	ピクトグラム・共通アイコンの表示
交通施設		バスターミナル	○
		鉄軌道駅	○
観光・ショッピング・集客施設	観光施設・文化施設等※	劇場、ホール、美術館、博物館、図書館、資料館	○ (該当するものがある場合のみ)
		歴史的建造物、文化的建造物	—
		神社・仏閣、教会等	※
		観光名所	※
	商業施設等	大規模ショッピング施設	○
	スポーツ施設	公立の社会体育施設(体育館・競技場・グラウンド等)	○
公共・公益・教育施設	行政施設・公共施設	区役所及び区民事務所	—
		警察署	○
		消防署(本署)	—
		普通郵便局	○
		国の機関、公共地方サービス機関、その他官署、他の公共施設	—
	医療施設	公立病院	○
	教育・研究施設	大学・大学院	—
公園・防災施設等	公園・緑地	主要な公園	○
	防災施設	避難場所	○

※当該施設の形態等に応じて適宜に設定する

(4) 案内サインの設置基準

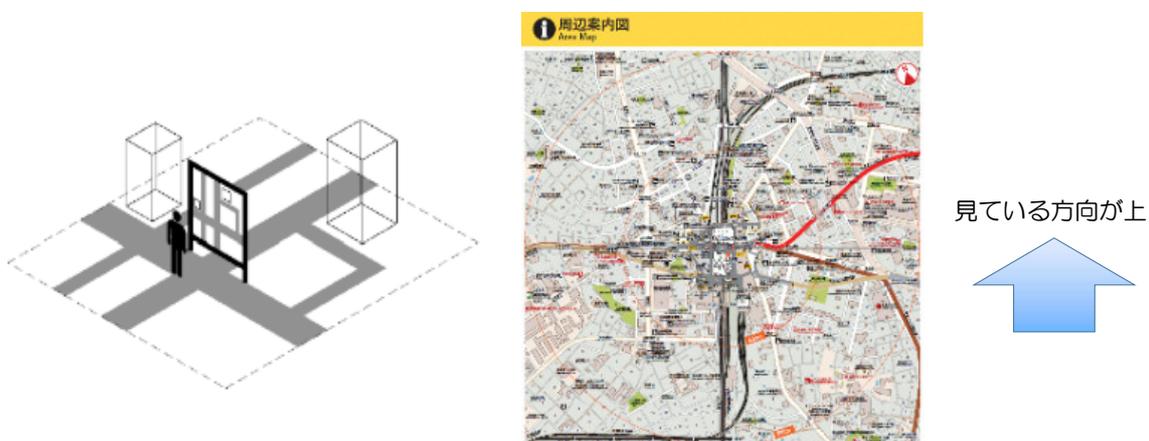
①案内サインの位置、向き、高さ（案内地図サイン、誘導サイン共通項）

- ・歩行者の動線や視認性に配慮して、位置、向き、高さに留意する。
- ・車道を通行する自動車や自転車からの視界に配慮し、安全確認を阻害しない位置とする。
- ・交通弱者を含む多様な利用者の安全で円滑な移動を阻害しない位置とする。
- ・歩行者空間に張り出す場合は、その下端は、通行者に配慮した高さとする。

②案内地図サインの設置基準

- ・地図の向きは、サイン本体に向かって前方が上になるように設置する。（ヘディングアップ表示）

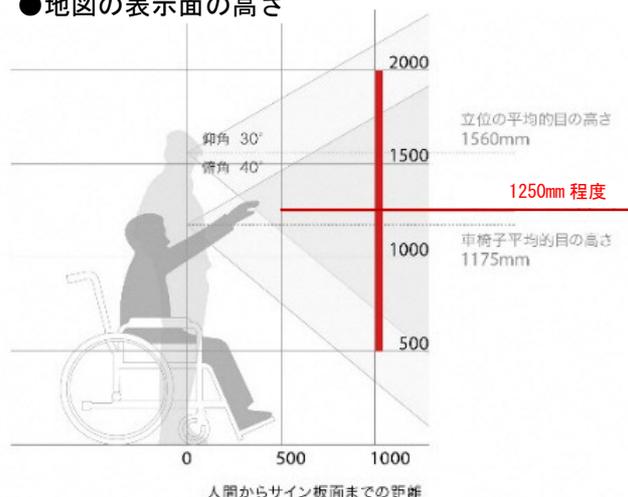
●地図の向き（ヘディングアップ表示）



※出典：池袋ターミナル案内サインガイドライン

- ・地図の表示面の中心の高さは、歩行者と車いす利用者の視点を考慮し、床面から1,250mm程度とする。

●地図の表示面の高さ

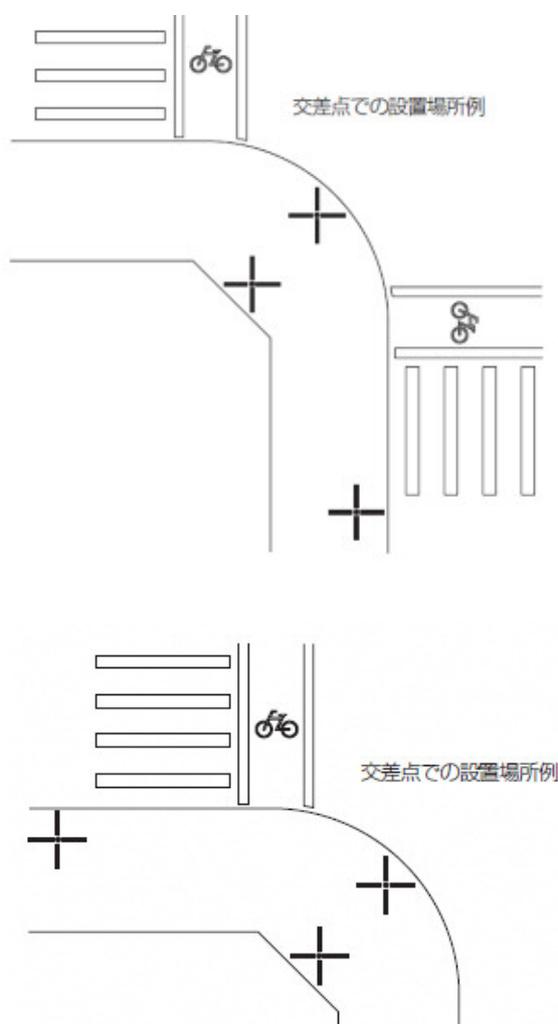


- ・駅前や主要交差点において、各方向から移動する歩行者から見えやすい位置に設置する。
- ・歩道上で歩行者等の他の通行の妨げにならない位置を基本として設置する。

③誘導サインの設置基準

- 分岐点となる交差点等において、各方向から移動する歩行者から見えやすい位置に設置する。
- 交差点等に設置できない場合は、歩行者の通行の妨げにならない位置を選択して設置する。
- 設置の間隔は、一般に人が歩いて不安を感じない距離とされる 150m～300mを目安とし、街路の形状等も考慮して、設置する。特に歩行者の通行量が多く、サインの視認性が落ちる池袋駅地区では、サインの視認性を考慮した間隔で設置する。

●サインの設置位置



④事前調整（案内地図サイン、誘導サイン共通項）

- 案内サインの設置においては、事前に施設管理者等の関係者との調整を十分に行うものとする。

第4章 ガイドラインの活用と展開方針

(1) ガイドラインの活用

本ガイドラインを活用し、公共空間における適正な案内サインの整備を推進するとともに、民間施設におけるサイン整備においても、効果的な案内サインの整備を促進する。

<公共空間>

- ・本ガイドラインに基づき、順次整備・更新していく。
- ・池袋駅を始め、まちづくりや都市開発が活発なエリアでは、必要に応じてエリア別計画を策定し整備・更新を行う。

<民間施設>

- ・施設更新や新たな都市開発の機会を捉え、本ガイドラインの活用を求め、民間による案内サインの整備を促進し、地域全体での案内サインの充実を図る。

(2) サイン整備の展開方針

豊島区におけるサイン整備は、行動起点となる各駅の利用者数や各駅周辺エリアにおける観光施設等の配置状況を踏まえつつ、その整備を展開する。

具体的には、豊島区観光振興プランにおいてリーディングプロジェクトに位置付けている「Hareza 池袋」周辺地区（池袋駅周辺地域）及び「(仮称)マンガの聖地としまミュージアム」周辺地区（南長崎周辺地域）について、優先的に整備を行うものとする。

<池袋駅周辺地域>

- ・池袋駅周辺地域では、「Hareza 池袋」の整備が進められており、2019年秋に新ホールのオープン、2020年夏のグランドオープンが予定されている。「Hareza 池袋」への適切な案内誘導を実現するため、池袋駅から同施設周辺について、同事業と連携しながらサイン等の整備を行うものとする。
- ・「池袋駅周辺地域基盤整備方針 2018（平成30年5月）」では、4つの公園（池袋西口公園、中池袋公園、南池袋公園、造幣局地区防災公園）と周辺民間施設との連携により、地域の拠点となるアート・カルチャー・ハブの育成及び、これをネットワークしていくためのポイントとしてアート・カルチャー・スポットの創出を提唱している。これらアート・カルチャー・ハブやスポットでは、まちの回遊を促す案内誘導機能の導入を必須としているため、民間施設においても本ガイドラインに基づく案内サイン等の整備を促進・誘導していく。

<南長崎周辺地域>

- ・南長崎周辺地域では、「(仮称)マンガの聖地としまミュージアム」の2020年3月のオープンが予定されている。「(仮称)マンガの聖地としまミュージアム」への適切な案内誘導を実現するため、東長崎駅、椎名町駅、落合南長崎駅の各駅から同施設周辺について、同事業と連携しながら案内サイン等の整備を行うものとする。

●集客施設の整備に合わせたサイン整備スケジュールイメージ

		2019年度	2020年度	2021年度
サイン整備		その他の集客施設等の整備状況にあわせたサイン整備		
		池袋駅周辺地域におけるサイン整備		
		Hareza 池袋周辺サイン工事 新ホール関連		
		南長崎周辺地域におけるサイン整備 マンガミュージアム周辺サイン工事		
豊島区における主な集客施設整備等	(仮称)マンガの聖地としまミュージアム	オープン		
	Hareza 池袋	新ホールオープン	グランドオープン	
	中池袋公園(再整備)	整備完了		
	西口公園(再整備)	整備完了		
	造幣局跡地地区防災公園	整備完了		
イベント等	東アジア文化都市2019豊島	開催期間 2/1~11/24		
	東京オリンピック・パラリンピック		オリンピック・パラリンピック	

(3) 管理運用

〈豊島区案内サインの整備コンセプト〉に示すように、サインが使い続けられるためには、本ガイドラインが適切に運用されるとともに、サイン本体も適切に維持管理が行われる必要がある。その考え方、方針について定める。

①本ガイドラインの運用等

○本ガイドラインの運用主体

- ・豊島区文化商工部
- ・豊島区都市整備部

○運用主体の役割

- ・ガイドラインの適用について、サインの設置者等の関係者との調整を行うとともに、準適用に向けて、民間事業者等への推奨、活用の促進、協議調整を行う。
- ・上位計画や関連指針等の改訂状況等を踏まえ、適切な時期に、ガイドラインの改訂等を行う。
- ・ガイドラインの改訂等を行った場合は、速やかに、広く周知、広報する。
- ・サインの表示情報・内容と実際の齟齬等の状況について把握する。

②公共サインの維持管理

本ガイドラインに基づき整備した公共サインの管理は、その表示情報・内容とサイン本体に区分し、下表により、行うものとする。

対象区分	管理主体	管理主体の役割
サインの表示情報・内容	・サインの設置者、所有者、管理者	・必要に応じて、サインの表示内容等に関する補修、更新等に向けて、サイン本体の維持・管理主体と協議・調整を行い、これを促進する。 ・サインの表示内容等の更新がある場合には、速やかに、広く周知、広報する。
サイン本体	・サインの設置者、所有者	・定期的な保守点検・清掃を行う。 ・サイン本体の老朽化の状況に応じて、サインの補修、更新を行う。

③本ガイドラインを【準適用】する民間施設等サインの維持管理について
 本ガイドラインを【準適用】して、案内サインを設置する場合の当該サインの管理者は、以下により、当該サインの適正な維持管理を行うことを推奨する。

対象区分	管理主体	管理主体の役割
サインの表示情報・内容	<ul style="list-style-type: none"> 当該サインの設置者もしくは管理者 	<ul style="list-style-type: none"> 豊島区が管理する公共サインの表示情報・内容の更新等の状況について、随時把握する。 可能な限り、その更新の内容に対応する。
サイン本体	<ul style="list-style-type: none"> 当該サインの設置者もしくは管理者 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な保守点検・清掃を行う。 サイン本体の老朽化の状況に応じて、サインの補修、更新を行う。

■参考資料

1. 表記用語集（施設等の例示）

分類	日本語	英語		
道路	首都高速5号池袋線	Expressway No.5 Ikebukuro Line		
	目白通り	Mejiro-dori Ave.		
	明治通り	Meiji-dori Ave.		
	グリーン大通り	Green-Odori Ave.		
	アゼリア通り	Azalea-dori Ave.		
	劇場通り	Gekijo-dori Ave.		
	サンシャイン通り	Sunshine-dori St.		
	東通り	Azuma-dori St.		
	立教通り	Rikkyo-dori St.		
	トキワ荘通り	Tokiwa-so-dori St.		
道路施設（架道橋、交差点等）	池袋架道橋（びっくりガード）	Ikebukuro Girder (Bikkuri Guard)		
	東口五差路	Higashiguchi-gosaro (Intersection)		
	西口五差路	Nishiguchi-gosaro (Intersection)		
	池袋六ツ又陸橋	Ikebukuro-mutsumata-rikkyo Overpass		
交通施設	バス停留所	池袋駅東口バス停	Ikebukuro Sta. Higashiguchi (East Exit)	
		東池袋一丁目バス停（豊島区役所）	Higashi-Ikebukuro-Itchome (Toshima City Office)	
		池袋サンシャインシティバス停	Ikebukuro Sunshine City	
	鉄軌道	池袋駅	Ikebukuro Sta.	
		東池袋駅	Higashi Ikebukuro Sta.	
		JR線	JR Lines	
		西武池袋線	Seibu Ikebukuro Line	
		東武東上線	Tobu Tojo Line	
		丸の内線	Marunouchi Line	
		有楽町線	Yurakucho Line	
		副都心線	Fukutoshin Line	
		都電荒川線	Toden Arakawa Line	
		美術館、博物館、劇場、文化会館、映画館、図書館、資料館	マンガの聖地としまミュージアム	Manga-no-Seichi Toshima Museum
			熊谷守一美術館	KUMAGAI MORIKAZU Art Museum
東京建物ブリリアホール	Tokyo Tatemono Brillia Hall			
東京芸術劇場	Tokyo Metropolitan Theatre			
あうるすぽっと(舞台芸術交流センター)	OWL SPOT Theater			
としま区民センター	Toshima Civic Center			
池袋シネマ・ロサ	Ikebukuro Cinema Rosa			
池袋図書館	Ikebukuro Library			
郷土資料館	The Museum of Toshima City			
歴史的建造物、文化的建造物、神社・仏閣、教会等、観光名所等	自由学園明日館	Jiyu Gakuen Myonichikan		
	旧江戸川乱歩邸	Former Residence of Rampo Edogawa		
	鬼子母神堂	Kishimojin-do		
	とげぬき地蔵尊高岩寺	Togenuki-jizoson Koganji Temple		
	江戸六地蔵尊眞性寺	Edoroku-jizoson Shinshoji Temple		
	巣鴨教会	sugamo-church		

分類	日本語	英語
商業施設等	サンシャインシティ	Sunshine City
	ハレザ池袋	Hareza Ikebukuro
	西武百貨店池袋本店	Seibu Department Store
	東武百貨店	Tobu Department Store Ikebukuro
	池袋パルコ	Ikebukuro PARCO
	ルミネ池袋店	LUMINE Ikebukuro
	池袋ショッピングパーク	Ikebukuro Shopping Park
	東武ホープセンター	Tobu Hope Center
	池袋マルイ	Ikebukuro Marui
	東急ハンズ池袋店	Tokyu Hands Ikebukuro Store
	WACCA IKEBUKURO	WACCA
	平和湯	Heiwa-yu Sento (Public Bathhouse)
	ライズシティ池袋エアライズタワー	Rise City Ikebukuro Air Rise Tower
	アウルタワー	Owl Tower
スポーツ施設	総合体育場	Sogo Gymnasium
	池袋スポーツセンター	Ikebukuro Sports Center
宿泊施設	サンシャインシティプリンスホテル	Sunshine City Prince Hotel
	ホテルメトロポリタン	HOTEL METROPOLITAN TOKYO IKEBUKURO
	アパホテル<巣鴨駅前>	APA HOTEL Sugamoeki-mae
	星野リゾート OMO5 東京大塚	Hoshino Resorts OMO5 Tokyo Otsuka
	JR 東日本ホテルメッツ駒込	JR-EAST HOTEL METS KOMAGOME
行政施設・公共施設	豊島区役所	Toshima City Office
	IKE・Biz(としま産業振興プラザ)	IKE・Biz(Toshima Industrial Promotion Plaza)
	池袋消防署	Ikebukuro Fire Station
	池袋警察署	Ikebukuro Police Station
	豊島都税事務所	Toshima Metropolitan Taxation Office
	ハローワーク池袋本庁舎	Hello Work Ikebukuro Main Government Building
	池袋保健所	Ikebukuro Public Health Center
	雑司が谷地域文化創造館	Zoshigaya Community Cultural Creation Building
東部子ども家庭支援センター	Tobu Children and Families Support Center	
医療施設	池袋病院	Ikebukuro Hospital
	豊島中央病院	Toshima-Chuo Hospital
教育・研究施設	立教大学	Rikkyo University
	帝京平成大学	Teikyo Heisei University
	巣鴨高等学校	Sugamo High School
	池袋中学校	Ikebukuro Junior High School
	池袋小学校	Ikebukuro Elementary School
公園・緑地	南池袋公園	Minami-Ikebukuro Park
	中池袋公園	Naka-Ikebukuro Park
	池袋西口公園	Ikebukuro Nishiguchi Park
	目白庭園	Mejiro Garden
	雑司ヶ谷霊園	Zoshigaya Cemetery

2. 使用する主なピクトグラム

2-1. JIS規格に定められたピクトグラム(JIS Z8210)又は標準案内用図記号

<交通施設>



航空機／空港
Aircraft/Airport



鉄道／鉄道駅
Railway/Railway
station



バス／バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー／
タクシーのりば
Taxi/Taxi stop

<公共・一般施設>



エレベーター
Elevator



案内
Information



お手洗
Toilets



障害のある人が
使える設備
Accessible facility



喫煙所
Smoking area



警察
Police



ホテル／宿泊施設
Hotel/Accommodation



病院
Hospital



郵便
Post



銀行・両替
Bank, money exchange



海外発行カード
対応 ATM
ATM for overseas cards

<商業・観光・文化施設>



店舗／売店
Shop



博物館／美術館
Museum



歴史的建造物 1
Historical
Monument 1



歴史的建造物 2
Historical
Monument 2

<スポーツ施設>



陸上競技場
Athletic stadium



サッカー競技場
Football stadium



野球場
Baseball stadium



テニスコート
Tennis court



海水浴場／プール
Swimming place

<安全等>



広域避難場所
Safety evacuation
area



公園
Park

2-2. 本ガイドラインで独自に定めるピクトグラム



映画館



劇場

豊島区案内サインガイドライン（令和元年6月）

豊島区 文化商工部 文化観光課
豊島区 都市整備部 都市計画課
〒171-8422
東京都豊島区南池袋 2-45-1
電話 03-3981-1111（代表）